

11/11/1
H.
157

大阪印刷俱樂部會則

第一章 總則

第一條 本團體ヲ大阪印刷俱樂部ト稱シ其本部ヲ大阪府管内ニ設ク
第二條 本俱樂部ノ目的ヲ左ノ如ク定ム
技術ノ研鑽、地位ノ向上、識見ノ啓發、相互ノ扶助

第三條 本俱樂部ハ大阪府一助ノ印刷業者ヲ以テ組織ス
第四條 本俱樂部ハ第二條ノ目的ヲ達セシメ左ノ事業ヲ行フ

一 調査 研究 出版 教育 産業 娛樂 相談 其他 第二 第二章 入會及退會

第五條 本俱樂部員タルト欲スル者ハ規定ノ様式ニ從ヒ各役員ニ申込ムベシ
第六條 前項ノ申込ニ對シ其役員ハ本人ノ性格其他ヲ調査ノ上理事ノ承認ヲ經テ會員證ヲ交付スルベシトス

第七條 本俱樂部員ニシテ退會セントスル時ハ其理由ヲ明記シ會員證ヲ返シテ所屬幹事ヘ提出スベシトス
第八條 本俱樂部員ハ規定ノ會費ヲ毎月前納スル義務アルベシ

第九條 本俱樂部員ハ役員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス
第十條 本俱樂部員ハ第四條ニ規定セル事業ノ特典ニ與ルノ權利ヲ有ス

第十一條 本俱樂部員ニシテ業界ノ爲實業アリト認メタル時ハ評議員會決議ニ依リ之ヲ表彰ス
第十二條 本俱樂部員ニシテ會則及決議ニ反シ或ハ本俱樂部ノ名譽ヲ汚損シ俱樂部員タルノ義務ヲ怠リル者ハ評議員大會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スル事アルベシ

第十三條 本俱樂部ノ會議ヲ分チ左ノ四種トス
一 大 理事會
二 二 理事會
三 幹 事 會

大阪印刷俱樂部設立趣旨

さあ大變だ。世の中が不景氣になつて來た、諸君は之に對する準備が出来ましたか、私達仲間には随分藻掻いてゐる人もあるやうですが、誰も救はふとする人がない、失業者が慣れない他の仕事に泡を喰つて懐中が淋しくなる。止むを得ず、嫌な昔に返つて押賣をしようといふ好くはない考へが起る其結果一般の賃銀が安くなる、好況時代でさへ人間らしき生活の出来なかつた私達が斯うなつて來ると、他の勞働者よりも一層早く餓死せなければならぬ、そこで無理から生きやうと思へば何うしても現在の資本主義制度に斧鉞を加へねばならぬ、六ヶ敷いのは茲だ、若し打ち處を誤つて真直な根を枯らして終つたなら、それこそ私達も共に倒れなければならぬ、男の意地と少し位は我慢も出来やうが貧に瘦せた両親や何も知らない幼な兒に憂ひ顔の一つも見せなければならぬかと思ふ私達には何うしてもさう輕々しく勞資共倒れと言ふ様な幕選んでたかない出來る限り最も安全な方法を私達は常に權利を主張する以前に先づ義務を完全に仕遂げる覺悟が必要であるそれに第一技術上の改善を計らねばならぬ、今日迄のやうにブラ／＼と長く働いて僅かな仕事を持餘すのは決して面白くない、歐米先進國と同じやうに短時間をして相當の能率を揚げるやう科學的職務法をも是非利用せねばならぬが又夫れに伴ふ體力の養成も必要である、印刷が文化の魁である若し諸君が誇るならば、之に従事する私達は多少其文學の素養を作らねばならぬと思ふ、そこで私達は是等に對する種々の研究機關が欲しくなつて來た専門家を聘んで講演會を開くのも宜いが、見學團を組織して模範的印刷工場の見學も必要である亦救濟部の事業としては職業紹介や購買組合をも設けなければならぬ慰安としての運動會も悪くないが月に一回位の遠足は保衛上餘り缺いたくない巡回圖書館に智慧袋を交換すべき機關紙の發行採算へて行けば随分思ひ切り遣つて見たい事も多くあるが五人や十人で仕方がない、肩の凝る話ば後廻しとして取敢ず極く真面目な同志を募つて足元を固め眞實にやらうではないか。

大阪印刷俱樂部

大阪府北區西野田中江町二二三

四、評議員會

(一) 大會ハ本俱樂部員ノ總數三分ノ二以上ヲ以テ組織シ毎年一回理事長之ヲ召集ス
大會ノ議長ハ理事長之ニ任ズ
評議員ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可同數ナル時ハ議長之ヲ採決ス
但シ理事會ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時大會ヲ開催スルコトアルベシ

(二) 理事會ハ理事長ヲ以テ組織シ毎月一回以上理事長之ヲ召集ス

(三) 幹事會ハ幹事ヲ以テ組織シ幹事長之ヲ召集シ其ノ審議事項ヲ前以テ理事長ハ出席員ヲ審議ス

(四) 評議員會ハ理事及幹事、評議員ヲ以テ組織シ理事長之ヲ召集シ本俱樂部ノ重要事項ヲ審議ス

第十四條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク
一、理事長 一名
二、副理事長 一名
三、理事 若干名
四、幹事長 一名
五、幹事 若干名
六、會計 一名
七、會計検査 二名

(一) 理事長ハ理事中ヨリ互選ス
(二) 副理事長ハ理事長之ヲ推薦スルモノトス
(三) 理事ハ本俱樂部員五十名ニ對シ一名ノ割合ヲ以テ幹事ノ互選ニ依ル
但シ理事長ニ於テ必要ト認メタル場合理事會ノ承認ヲ得テ増員スルコトアルベシ

(四) 幹事長ハ幹事ノ互選ニ依ル
(五) 幹事ハ本俱樂部員十名又ハ其ノ總數毎二名ノ割合ヲ以テ選出ス
(六) 會計ハ理事ノ互選ニ依ル
(七) 會計検査ハ評議員ノ互選ニ依ル

第十五條 本俱樂部ノ役員ハ其ノ任期チ一ケ年間ト定メ再選重任ヲ妨ケズ

第六章 會計

第十六條 本俱樂部ノ會費ハ一ケ月金三十錢ト定メ既納ノ會費ハ如何ナル理由アルモ返還セズ
第十七條 本俱樂部ノ會計ハ大會ニ於テ其ノ決算書ヲ公表シ其ノ承認ヲ經ル事ヲ要ス

第七章 附則

第十八條 理事長ハ理事會ノ同意ヲ經テ顧問、相談役、評議員ヲ推薦スルコトアルベシ
第十九條 本會則ニ依テ處置爲シ難キ事項ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ行フ
第二十條 本會則ノ變更ハ評議員會ニ依テ之ヲ行フ